

中小商業ビジネスモデル連携支援事業(2次募集)

平成18年度公募要領

公募申請書受付期間

平成18年6月26日(月)～平成18年7月14日(金)

受付先及び問い合わせ先

商工会議所地域の企業又は個人の場合

日本商工会議所 流通・地域振興部
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2
電話 03-3283-7838 E-mail busi-model@jcci.or.jp
〔申請窓口は、各地商工会議所です〕

商工会地域の企業又は個人の場合

全国商工会連合会 企業支援部 市場開拓支援課
〒105-0004 東京都港区新橋2-16-1 ニュー新橋ビル8階
電話 03-3503-1256 E-mail shijo@shokokai.or.jp
〔申請窓口は、各地商工会です〕

平成18年6月

日本商工会議所・全国商工会連合会
中小企業庁

中小商業ビジネスモデル連携支援事業は、中小商業者又は中小商業団体が地域の商工会議所・商工会（連合会を含みます）と連携し、多様化した消費者ニーズや高齢化・環境対応といった、社会的要請に対応した新たなビジネスモデルの開発に必要な調査研究に要する経費の一部を補助することにより、中小商業者等の経営革新の促進、起業の促進を図ることを目的としています。

新たなビジネスモデルとは、新サービスの開発や提供、商品の新たな販売方法の導入、新たな経営管理方法の導入、その他の新しい事業活動のうち、新規性、独自性のあるものをいいます。

申請に当たっては、開発しようとする新たなビジネスモデルの具体的な活用予定を明記するとともに、そのために必要な調査研究内容を事業計画として公募申請書に御記入ください。

なお、本補助事業の対象となるものは、補助事業終了後に速やかに事業化段階に移行することを目指す調査研究であり、事業化のためのランニングコストの算出、営業利益目標などの定量的な効果予測等を行うもの、かつ、特に先進性が高いと判断されるものに限られますので御留意ください。

補助事業の概要

対象者 中小商業者又は中小商業団体

事業内容 ビジネスモデル開発に必要な調査研究

テーマ 次のいずれかに該当するもの
高齢化・環境対応型
業種・業態複合型
卸小売連携・リテールサポート型
経営革新・地域対応型

補助件数 全国で20ヶ所程度
(商工会議所地域の中小商業者等：10ヶ所程度)
(商工会地域の中小商業者等：10ヶ所程度)

補助金額 100万円～1,000万円程度

補助率 1/2以内

目 次

・ 中小商業ビジネスモデル連携支援事業について

1 . 補助事業の目的	3
2 . 補助対象事業	3
3 . 補助事業の公募テーマ	3
4 . 補助対象者	4
5 . 補助事業の実施期間	5
6 . 補助件数及び補助金額	5
7 . 補助対象経費	5
8 . 申請の手続き等	6
9 . 採択決定後の手続き	8
10 . 成果物の著作権等	8
11 . 成果物の公開	8
12 . 補助事業を行う場合の義務	8
13 . 補助事業開始までのスケジュール	9
14 . その他	9
(補助対象経費の説明)	10

・ 申請書の様式及び記載要領

・ 参考

中小企業経営革新制度 (S B I R) による事業化支援について	19
-------------------------------------	----

中小商業ビジネスモデル連携支援事業について

平成18年6月
日本商工会議所
全国商工会連合会
中小企業庁

1. 補助事業の目的

近年、高齢化の急速な進展、環境問題への国民的関心の高まりや生活習慣の変化、消費者ニーズの多様化等によって、中小卸売業者、中小小売業者及び中小サービス業者(以下「中小商業者」といいます。)を取り巻く環境は大きく変化するとともに、外資の進出や新しいタイプのディスカウント店の急速な伸張等は、従来からの中小商業者の経営環境を非常に厳しいものとしています。

こうした中、中小商業者においては、自助・自立の精神をもって、経営革新や新たな市場開拓にチャレンジしていくことが求められています。

このため、地域の中小商業者及び中小商業団体(以下「中小商業者等」といいます。)が、商工会議所又は商工会と連携して、新たなビジネスモデルを開発するための可能性調査事業に必要な経費の一部を補助することにより、中小商業者等の競争力強化に資することを目的とします。

2. 補助対象事業

補助対象となる事業は、補助対象者が経営課題を持ち、補助事業の成果を自ら活用するものであって、商工会議所又は商工会と連携して、中小商業者等が行う新たなビジネスモデル開発のための調査研究事業です。補助事業終了後は、速やかに事業化段階に移行することを目指し、事業化のための必要コストの算出、定量的な効果予測等を行うものとします。なお、中小商業団体が申請する場合は、その構成員の経営課題を解決するための事業についても対象とします。

3. 補助事業の公募テーマ

公募テーマは、次のいずれかに該当するものです。

(1) 高齢化・環境対応型

高齢者向け業態の開発や資源循環型店舗フォーマットの開発等、高齢化・環境問題に対応した新たなビジネスモデルの構築を図るもの

(2) 業種・業態複合型

新たなライフスタイルに対応した物販と飲食の融合店舗の開発等、業種・業態を融合あるいは複合した新たなビジネスモデルの構築を図るもの

(3) 卸小売連携・リテールサポート型

中小小売商業者や中小卸売業等との連携により、販売情報や商品情報等の情報収集、分析力の強化、安定した商品調達等のリテールサポートを実現するための新たなビジネスモデルの構築を図るもの

(4) 経営革新・地域対応型

地域の魅力(事業集積・文化・伝統・景観等)を「地域ブランド」化して行う集客交流サービス事業や、特色ある地元の農産品等を販売する「都市・農山漁村交流型」事業、地域住民のニーズに対応したコミュニティビジネスの開発等、前記(1)から(3)以外で中小商業者等の経営革新や新市場開拓を目指した新たなビジネスモデルの構築を図るもの

4. 補助対象者

本事業の補助対象者は、次のいずれかに該当するものとします。

(1) 中小商業者(小売業、卸売業又はサービス業を営む中小企業者)

(注) 中小商業者の範囲は、「資本金の額」又は「常時使用する従業員の数」が次の基準のどちらかを満たしている企業

主たる事業として営んでいる業種	資本金の額	常時使用する従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(1) 常用使用する従業員には、臨時の従業員は含みません。

(2) 法人格のない個人事業者を含みます。

(2) 中小商業団体

商工会議所

商工会又は同連合会

中小企業団体中央会

事業協同組合又は同連合会

企業組合

商工組合又は同連合会

協業組合

商店街振興組合又は同連合会

民法第34条の規定により設立された社団法人であって、当該法人の直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小商業者であるもの

直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小商業者である任意団体

補助事業者が必要と認めた団体

5. 補助事業の実施期間

補助金の交付決定を受けた日から、最長で平成19年2月28日までです。

6. 補助件数及び補助金額

- (1) 補助件数：全国で20ヶ所程度（第一回採択を含める）
（商工会議所地域の中小商業者等：10ヶ所程度）
（商工会地域の中小商業者等：10ヶ所程度）
- (2) 補助金額：補助金の限度額は、事業に要した経費（「7. 補助対象経費」のうち、
適当と認められたものに限る。）の2分の1以内であって、次に定める金額です。

1事業実施計画につき、100万円以上 1,000万円程度以内

7. 補助対象経費

補助対象となる経費科目は、次のとおりです。経費に関する説明は10ページをご覧ください。なお、本事業の遂行に必要な経費であっても、日本商工会議所又は全国商工会連合会が適当でないと判断した経費は補助対象経費として認められません。

委員謝金、専門家謝金、委員旅費、専門家旅費、調査旅費、職員旅費、会議費、会場借料、原稿料、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、報告書作成費、資料購入費、消耗品購入費、委託費

8. 申請の手続等

(1) 公募期間

平成18年6月26日(月)～平成18年7月14日(金)

(2) 応募方法

以下(3)の提出書類に必要事項をご記入の上、連携する商工会議所又は商工会()を經由して、以下のいずれかの提出先へ、公募期間内にメール及び郵送にて提出してください。したがって、申請者は事前に連携先の商工会議所又は商工会へ連絡し、ご相談いただく必要があります。

提案しようとする補助事業の活動地区を管轄する商工会議所又は商工会。ただし、事業活動の範囲が複数の商工会議所又は商工会にまたがる場合には、主たる事業活動の地区を管轄する商工会議所又は商工会。

【連携先が商工会議所である場合の提出先】

日本商工会議所 流通・地域振興部
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2
電話：03-3283-7838 E-mail：busi-model@jccci.or.jp

【連携先が商工会である場合の提出先】

全国商工会連合会 企業支援部 市場開拓支援課
〒105-0004 東京都港区新橋2-16-1 ニュー新橋ビル8階
電話：03-3503-1256 E-mail：shijo@shokokai.or.jp

(3) 提出書類(各1部)

書類名	メール	郵送	備考
公募申請書			
実施計画書(別紙1)			
経費明細書(別紙2)			別添のエクセルファイルをご利用ください。
中小事業者等概要書(別紙3)			
株主等一覧表(別紙4)			中小事業者が申請する場合のみ提出して下さい。
定款又は寄付行為等	-		
直近年度の決算関係書類	-		中小事業者の場合は確定申告書及び決算書を提出して下さい。
補足説明資料			提出は任意です。

(4) 申請に当たって

同一の企業又は団体（構成員、出資割合、役員等により実質的に同じと見なされるものを含みます。）からの申請は、原則1件とします。

申請書は、「計画書の様式及び記載要領」を参照の上、記入してください。
提出書類は返却しません。

(5) 審査の着眼点

申請のあった提案事業の審査は、専門家で構成する審査委員会において、主に次の着眼点を基に実施します。

中小事業者等の競争力の強化

自社を取り巻く基本的な経営環境、課題等を踏まえ、どの分野について新たなビジネスチャンスがあると考えているかどうか。また、行おうとする事業が当該企業にとって競争力の強化に資するものであるかどうか等の観点で審査します。

事業の新規性・独創性

本事業は先進的な取組に対する補助事業であるため、一般的な取組に比べ、どの部分に新規性・独創性があるかを審査します。

事業スケジュール、実施体制等

補助事業を実施するためのスケジュール、実施体制等が十分に計画されているか審査します。

事業終了後の取組目標

補助事業が終了したのち、実際の事業化に向けたスケジュール、資金負担等の取組方向が明確になっているかどうか。また、その目標（値）がどのようになっているのか等を審査します。

地域及び全国への波及可能性

補助事業の成果が、当該補助事業者のみならず、地域及び全国の中小事業者等の活性化に結びつく可能性が高いものであるかを審査します。

(6) 審査結果の通知

審査結果（採択又は不採択）については、後日、申請書の提出先から申請者あてに通知します。その結果、採択となった方を対象に補助金交付に係る必要な手続きを行っていただきます。採択通知を以って補助金の交付が決定されるわけではありませぬのでご注意ください。

採択、不採択にかかわらず、審査の経過、採点結果に関する質問にはお答えできません。

(7) 公表

採択となった案件については、申請者の名称、代表者名、事業テーマ等について公表します。

9. 採択決定後の手続き

(1) 採択となった方には、実施計画等の見直し及び補助対象経費の査定等を経て、補助金交付申請書の提出を行っていただきます。

(2) 連携先の商工会議所又は商工会には、原則として、日本商工会議所又は全国商工会連合会と本事業に関する業務委託契約を締結していただきます。

10. 成果物の著作権等

成果物の著作権、使用权等に関しては、事業を実施する中小事業者等に帰属するものとします。

11. 成果物の公開

本事業終了後、開発成果物たるビジネスモデル等が中小事業者等に広く普及することを可能にするため、開発されたビジネスモデルの概要等については、原則としてインターネット等で公開するものとします。

12. 補助事業を行う場合の義務

本補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を付すこととなります。

(1) 商工会議所又は商工会と連携して補助事業を実施しなければなりません。連携先の商工会議所又は商工会には、中小事業者等が実施する調査研究事業に関して、情報・ノウハウの提供及びサポート、事務処理やスケジュール管理のサポート等を行っていただきます。

(2) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(3) 補助事業の交付年度半ばの遂行状況について、報告をしなければなりません。

(4) 補助事業を完了した場合又は廃止の承認を受けた場合に実績報告書を提出しなければなりません。

(5) 補助事業を完了した後、その事業成果を公開しなければなりません。

(6) 補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録及び意匠登録を補助事業年度又は補助事業年度終了後の5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、届出なければなりません。

- (7) 交付年度終了後の5年間、各年における補助事業成果の企業化状況の報告及び補助事業による経済効果等についての報告をしなければなりません。
- (8) 補助事業の成果の企業化又は工業所有権等の譲渡又は実施権設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められる場合、その収益の一部を国に納付（納付額は補助金額以下。）しなければなりません。
- (9) 交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請しなければなりません。ただし、申請時において当該消費税仕入額控除税額が明らかでないものについては、そのまま申請してください。なお、消費税仕入額控除税額が確定した場合には、各商工会・商工会議所に速やかに報告し、指示に従わなければなりません。
- (10) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

13. 事業開始までのスケジュール

- 7月14日（金）・・・公募申請書の提出締め切り
- 7月下旬・・・・・・・・採択審査委員会
- 8月中旬・・・・・・・・補助事業開始

あくまで公募開始時における予定ですので、今後変更になる可能性があります。

14. その他

補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法第179号）」等に違反する行為等をされた場合には、補助金の交付取消、不正の内容の公表等を行うことがあります。

(補助対象経費の説明)

1 . 謝金

委員謝金

委嘱した委員（申請者の役職員又は構成員、委託先のアドバイザーは除く。）に対して支払われるものに限りません。

専門家謝金

委嘱した専門家（申請者の役職員又は構成員、委託先のアドバイザーは除く。）に対して支払われるものに限りません。

2 . 旅費

旅費については、当該中小事業者等の旅費規程に従い、支出を行ってください。なお、旅費規程がない場合は、実費額を支払うものとし、支払実績（利用日、利用者、旅費の種類、出発地・到着地、用務の内容等）が分かるようにしてください。

委員旅費

委員会等に出席するための委員の旅費に限りません。

専門家旅費

委員会等に出席するための専門家の旅費に限りません。

調査旅費

調査、視察研修のための旅費に限りません。

職員旅費

調査のための旅費等、本事業を担当する中小事業者等の役職員が事業を実施する上で必要な旅費に限りません。

3 . 庁費

会議費

委員会等におけるコーヒー代等の茶代に限りません。なお、委員会等に出席した人数分以上の支出、食事代・茶菓子代、申請者の役職員又は構成員のみが出席する会議等に係る茶代は対象外です。

会場借料

委員会等を開催するのに必要な会場経費に限りません。会議室の借料については、明示的に料金が確定できるもの以外は補助対象になりません。また、自前の会議室を使用した場合も、原則として対象とはなりません。

原稿料

報告書等の原稿作成に要する経費に限りません。ただし、補助申請者の役職員又は構成員、委託先会社等に対する支払いは対象になりません。

印刷製本費

アンケート用紙の印刷、委員会用資料の印刷等、本事業に必要な経費に限ります。なお、自前のコピー機を利用する場合は、原則として資料等のページ数と作成部数を明確にして実費（算定基準が明確になるものに限ります。）で精算するとともに、一般会計と特別会計間において請求・領収の処理を行う必要があります。

雑役務費

調査票の配布、回収、集計等、本事業に必要なアルバイト代に限ります。アルバイト毎に出勤簿(業務管理者等の確認があるもの)及び作業日報を整備する必要があります。

なお、従来から雇用している職員・アルバイトに係る人件費は対象外となります。

通信運搬費

電話代(専用回線を設ける場合等)、切手代、運搬のための費用、資料の発送費等で、他の事業に係る経費と明確に区分できるものに限ります。

報告書作成費

本事業報告書の印刷製本に必要な経費に限ります。

資料購入費

本事業に必要な資料の購入に要する経費に限ります。

消耗品購入費

本事業に必要な文房具等の消耗品（1件2万円以下のものに限る。）の購入に要する経費に限ります。なお、粗品、デジタルカメラ、プリンター等は対象外です。

4. 委託費

申請者が直接本事業に取り組むことが出来ない場合、又は、専門的知見・技術が必要で、自ら取り組んでも所要の目的が達成できない場合等、真に必要な外部委託費に限ります。

具体的には、ビジネスコンセプトの作成や専門的な市場調査及び分析等が対象となります。

5. その他

次の事業に係る経費は補助対象にはなりませんので、ご注意ください。

ソフトウェア制作費

商品の製作費

但し、事業化のための必要コストの算出、定量期な効果予測等を行うための試作品の製作に係る経費を除きます

その他、資産として計上される経費

．申請書の様式及び記載要領

申請書の記載に当たって

- 1．各様式は、あくまで記入の際の原則を定めたものです。従って、実際に記入する際には、スキーム図や概念図を記載したり、適宜スペースを追加することで、実施希望事業の内容や申請者の実態等が分かりやすい資料となるよう留意してください。
- 2．申請者によってご提出いただく様式が異なりますので、ご留意ください（6ページ参照。）
- 3．実施計画書（別紙1）は、補足説明資料を含めてA4版5枚程度までとしてください。
なお、直面している課題 課題解決のための新たなビジネスチャンスと考える分野（市場） 他社と比較した場合の新規性、独創性 事業終了後の事業計画・資金計画 事業の最終的な目標（売上目標など） 事業の波及効果（モデル性）などがわかるようにポイントを簡潔にまとめてください。
- 4．別紙2のみエクセルファイルとなっております。別添の様式をご利用ください。
- 5．（・・・）と赤字で表記されているものは注意事項ですので、ご提出の際には、削除してください。

平成18年 月 日

全国商工会連合会
会長 清家 孝 殿

申請者住所	〒
申請者名	
代表者名	印
連絡担当者名	
電話番号	
F A X	
E - m a i l	

連携商工会（連合会）名	
連携商工会（連合会）担当者名	
電話番号	
F A X	
E - m a i l	

平成18年度中小商業ビジネスモデル連携支援事業 公募申請書

中小商業活性化支援補助金（中小商業ビジネスモデル連携支援事業）の交付を受けたいので、下記のとおり公募申請書を提出いたします。

記

1. 事業テーマ名

「・・・に関する調査研究事業」

（事業内容を的確に表現した簡潔な名称を記入してください。）

2. 事業計画の詳細

（別紙1）実施計画書のとおり

3. 補助金交付申請希望額

（別紙2）経費明細書のとおり

【別紙1】

実施計画書

<p>1. テーマ () 型 (3 ~ 4 ページのテーマの中から該当するものを一つ記入してください。) 「 に関する調査研究事業 」 (事業内容を的確に表現した簡潔な名称を記入してください。)</p>			
<p>2. 事業の概要 (事業全体の概要について5行以内で簡潔に記入してください。)</p>			
<p>3. 申請者</p>			
ふりがな		ふりがな	
申請者名		代表者名	
<p>4. 主たる事業実施地 (都道府県名、市区町村名を記入。)</p>		<p>5. 連携する商工会 (連合会) 名</p>	
<p>6. 事業の目的</p>			
<p>(1) 直面している課題 (自社 (団体) の現状、直面している課題を具体的に記入してください。)</p>			
<p>(2) 課題解決のための新たなビジネスチャンスと考える分野 (市場) 等 (上記の直面している課題解決のために、どのような分野 (市場) を対象に、どのようなビジネスモデルを構築しようとしているのか。また、どのような点に新規性・独創性があるのかが分かるように記入してください。)</p>			

7. 事業計画及びスケジュール等

(1) 事業内容

事業の内容

(調査の対象や内容、手順、分析の方法等について具体的に記入してください。)

業務の委託 (業務委託する場合は記載してください。)

委託先 (予定)	
委託先選定理由	
委託期間	
委託の内容	

(2) 事業実施体制

(調査研究の責任者、事業担当者、外部委託先の役割等体系的に記入してください。)

(3) 事業実施スケジュール

事業実施期間 (予定) : 交付決定日 ~ 完了予定日 (平成 年 月 日)

(完了予定日は、最長で平成19年2月28日までです。)

(主な事業毎に線表等を用いて具体的に記入してください。)

(4) 事業終了後の事業計画・資金計画

(事業終了後に予定している事業計画、資金計画等を記入してください。)

【別紙3】

中小商業者等概要書

1. 中小商業者等の概要

ふりがな 会社名 又は 団体名		ふりがな 代表者名 及び 役職	
住所	〒		
電話番号		F A X	
担当者名		E-mail	
資本金	円 (中小商業団体の場合は記入不要。)		
役員数	名 (中小商業団体の場合は記入不要。)		
従業員数	名 (中小商業団体の場合は構成員数を記入。)		
業種	(中小商業団体の場合は記入不要。)		
事業内容 及び 沿革等	(中小商業者等の事業内容が分かるよう具体的に記入してください。)		

2. 団体等の構成

(申請者が社団法人、任意団体、補助事業者が認めた団体である場合のみ記入してください。)

NO	名称	資本金	従業員数	業種	団体等での役割	本事業における 経費負担
1		円				
2		円				
3		円				

(必要に応じて欄を追加してください。)

【別紙4】

株主等一覧表

(申請者が中小事業者の場合は記入してください。)

ふりがな	
会社名	

1. 株主構成

株主(出資者)名	持株数	出資価額	株主(出資者)名	持株数	出資価額
1.		円	4.		円
2.		円	5.		円
3.		円	6.		円

(必要に応じて欄を追加してください。)

2. 法人株主

1. の株主(出資者)のうち、法人株主について、以下の表にご記入ください。

株主(出資者)企業名	区分(いずれかに)	資本金額	従業員数	業種
1.	大企業・中小企業	円	人	
2.	大企業・中小企業	円	人	
3.	大企業・中小企業	円	人	

(必要に応じて欄を追加してください。)

参考：中小企業の定義

業種	資本金額	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業となります。

3. 役員の兼務

大企業の役職員を兼務する役員が在籍する場合、以下の表にご記入ください。

役員名	企業名	資本金額	従業員数	業種
		円	人	
		円	人	
		円	人	
		円	人	

・参 考

中小企業技術革新制度（SBI R）による事業化支援について

本補助金は、『中小企業技術革新（SBI R）制度』で平成18年度予算においても引き続き「特定補助金等」として指定され、補助金を交付された中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に、以下の支援措置の特例等を受けることができます。

特許料等の軽減措置

本補助金を受けて行う研究開発の成果に関連する特許を取得する場合、研究開発終了後2年以内に出願されるものについて、以下の料金を1/2に軽減する制度を利用することができます。

- ・審査請求手数料
- ・1～3年目の特許料

詳しくは経済産業省産業技術政策課又はお近くの地方経済産業局にお尋ね下さい。
（経済産業省産業技術政策課：03-3501-1773）

中小企業信用保険法の特例

新事業開拓保険制度について、債務保証枠の拡大や担保・第三者保証人が不要な特別枠などの措置を講じます。

		一般中小企業者	特定補助金等を活用した中小企業者
債務保証限度額	個人・法人	2億円	→ 3億円
	組合等	4億円	→ 6億円
うち無担保枠		5千万円	→ 7千万円
うち無担保・第三者保証人不要枠		——	→ 2千万円

また、「産業活力再生特別措置法」に基づき、上述措置に加え、以下の保険限度額の別枠化（経営資源活用関連枠）が図られています。

具体的には、当該中小企業者等の一般的な必要資金を対象として、

- ・普通保険 通常2億円 + 別枠2億円（組合は4億円+4億円）
- ・無担保保険 通常5,000万円 + 別枠5,000万円
- ・特別小口保険 通常1,250万円 + 別枠1,250万円

となっています。

詳しくは全国信用保証協会連合会又は各都道府県信用保証協会にお尋ね下さい。
（全国信用保証協会連合会：03-3271-7201）

中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社からの投資対象について、

- 資本の額が3億円を超える株式会社を設立する場合
- 資本の額が3億円を超える株式会社が事業活動を実施するために必要とする資金の調達する場合であっても投資を受けることができるようになります。

詳しくは中小企業投資育成株式会社にお尋ね下さい。

(東京社：03-5469-1811、名古屋社：052-581-9541、大阪社：06-6341-5476)

小規模企業者等設備導入資金助成法の特例(産業活力再生特別措置法に基づく措置)

貸与機関が実施する小規模企業設備資金制度の貸付割合を2分の1から3分の2に拡充します。

詳しくは、(財)全国中小企業取引振興協会(03-5541-6688)又は各都道府県等中小企業支援センターにお問い合わせください。

中小企業金融公庫の特別貸付制度

制度名：新事業活動促進資金

貸付対象：特定補助金等の交付を受けて研究開発した技術を利用して行う事業

資金使途：貸付対象事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金

貸付利率：基準利率(用地費を除く設備資金については、2.7億円を限度として特別利率)

貸付期間：15年以内。ただし、長期運転資金については7年以内(据え置き期間は2年以内)

詳しくは中小企業金融公庫にお尋ね下さい。

(中小企業金融公庫 東京相談センター：03-3270-1260

大阪相談センター：06-6345-3577)

「産業活力再生特別措置法」の適用は、平成19年度末までの間の措置となっております。

上記の支援措置は、補助金審査とは別に各支援機関の審査を必要とします。

S B I R制度についての詳細はインターネットによる施策紹介

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/17fy/index.html>

又は、中小企業庁技術課(03-3501-1816)にお問い合わせ下さい。